

第2部

基本構想

第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

# 第1章 まちづくりの基本的視点と将来像

## 1 まちづくりの基本的視点

本計画を推進する上で重視する基本となる考え方として、次の3つの基本的視点を定めます。

### 1 市民主体による協働のまちづくり

総合計画は、平成27年に施行された「岩見沢市まちづくり基本条例」の中に位置付けられた、将来を見据えた市政運営を行うための最上位の計画となります。このことを踏まえ、条例の基本理念である「情報共有」「参加」「協働」を尊重し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、市民一人ひとりが主体となった、自主自立のまちづくりを進めていきます。

### 2 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

地域の歴史や文化、産業や人材、緑豊かな自然環境など、本市の有する貴重な地域資源を活かしながら、都市の活力を高めていくことにより、地域への誇りや愛着が深まり、若者にとっても魅力ある「住んでみたいまち」、誰もが安心して暮らせる「住み続けたいまち」と思えるようなまちづくりを進めていきます。

### 3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

厳しい財政状況のもとで、誰もが幸せや豊かさを実感できるまちであり続けるため、行財政運営の観点では、限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくことが求められています。事業の「選択と集中」を進めるとともに、職員の政策形成能力の向上を図るなど、将来の世代に負担を残さない持続可能なまちづくりを進めていきます。

## 2 将来の都市像

「将来の都市像」とは、本市のまちづくりの基本的指針となる総合計画において、将来に向けた「まちづくりへの意志」を明瞭かつ簡潔に表現したものであり、市民の皆さんと共有する目標となるものです。

まちづくりの基本的視点を踏まえ、10年先を見据えた本市が目指すべき姿を次のように設定し、将来の都市像とします。

### 将来の都市像

# 人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市

私たちのまち岩見沢市には、まちへの誇りや愛着を持って暮らす「人」とともに、豊かな自然環境に恵まれた「緑」、先人が培ってきた歴史と文化が脈々と受け継がれてきた「まち」があります。

こうした「人」「緑」「まち」という、かけがえのない財産を大切に守り、育て、活かし、互いに結び合わせながら、地域の魅力をさらに高め、人が集い、誰もが安心して快適に暮らし、住み継がれていく、協働のまちづくりを進めていきます。

さらに、市民一人ひとりの健康づくりを通じて、まち全体の健康を高めていくことにより、活力ある地域社会の創出へとつなげていこうとする「健康経営」の考え方のもと、誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

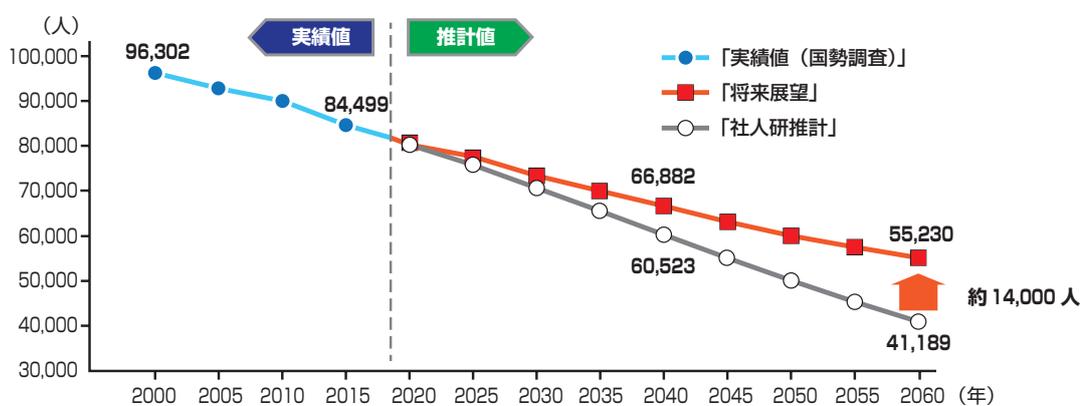


# 3 将来人口

本市の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2040年には60,523人にまで減少するものと見込まれています。

平成28（2016）年1月に策定した「岩見沢市人口ビジョン」では、合計特殊出生率\*の向上や定住・転入促進を図るための総合的な施策を展開することにより人口減少を抑制し、2040年に66,000人、2060年に55,200人とするを将来展望として示しています。

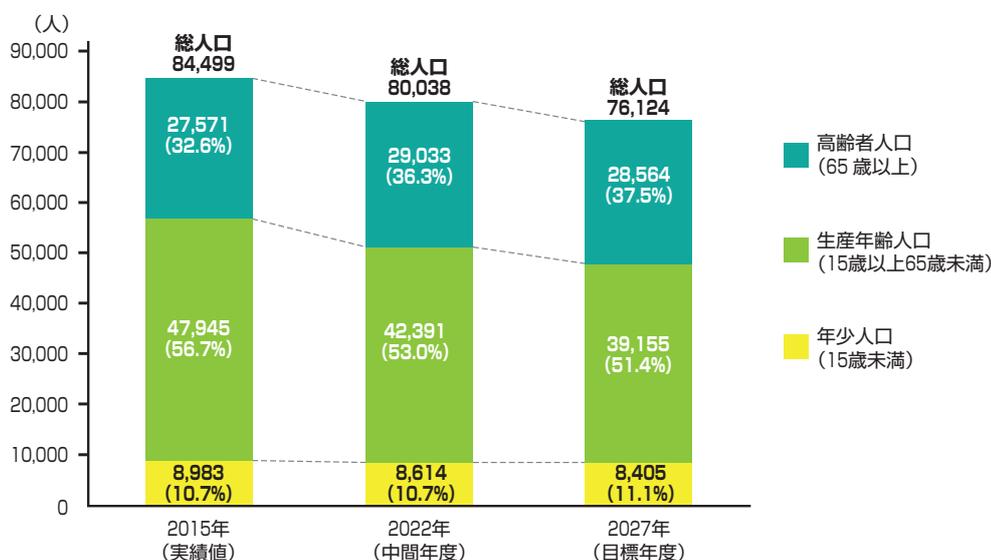
## ■ 人口の将来見通し



\*2045年以降の「社人研推計」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(2040年まで)に準拠して、本市が独自に2060年まで延長して推計したものの。

本計画では、この将来展望に基づき、計画の最終年度となる2027年の目標人口を76,100人と設定します。

## ■ 本計画の目標人口



用語解説

\* **合計特殊出生率**: 15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表すもの。

## 4 土地利用

岩見沢市の区域における土地は、市民のための大切な資源であるとともに、市民生活や経済活動を支える共通の基盤です。

本市の場合、平成18年3月の市町村合併により市域が拡大した経緯から、多様な特性をもった地域で構成されており、土地利用に当たっては、公共の福祉や自然環境の保全、地域ごとの特性や歴史・文化等にも配慮しながら、効率的で均衡のとれた活用を図ることにより、快適で魅力ある都市環境を創造していく必要があります。

### 都市地域

誰もが安全に安心して暮らすことができる都市づくりを実現するため、中心拠点への都市機能の集積や居住者の誘導により、生活サービスの効率化や維持を図るとともに、日常生活を支える生活拠点とを結ぶ道路・公共交通等によるネットワークの整備を進めます。

また、市街地周辺に広がる農地や自然環境と調和した、岩見沢らしい緑や歴史を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

### 農業地域

長期にわたり総合的に農業振興を図るため、農業生産の基盤となる農用地の確保や農業生産基盤の整備などにより、優良農地\*の維持・活用を進めるとともに、農村景観や生態系の保全、災害防止機能、さらには都市と農村の交流空間としての利用を図ります。

### 森林地域

木材や林産物の生産機能だけでなく、水源のかん養\*、国土や地球環境の保全など、森林の有する優れた機能を発揮させるため、森林の保全と育成を図るとともに、適正な利活用を進めます。



用語解説

\* **優良農地**：良好な営農条件を備えた農地のこと。一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等により生産性が向上した農地などが該当する。

\* **水源のかん養**：森林が降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

# 第2章 施策の大綱

## 基本目標 1 (防災・防犯・地域コミュニティ)

### 地域で支え合う 安全・安心なまち

- 1 地域防災力の向上
- 2 総合的な雪対策の推進
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 安全・安心な生活環境の確保
- 5 地域コミュニティの活性化
- 6 男女共同参画社会の実現

「安全・安心」は、まちづくりの基本となるものです。

災害の発生に備えた地域防災力の向上を図るとともに、冬期間の安全確保や消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策・消費者保護など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を進めます。

## 基本目標 2 (健康・福祉・医療)

### みんなが健康で 元気に暮らせるまち

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 社会保障制度の適正な運営
- 6 地域医療体制の充実

市民一人ひとりが生きがいをもって元気で健康に暮らすことができれば、まち全体が元気になります。

誰もがいつまでも健やかで生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康づくりや高齢者・障がい者福祉、地域医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康な生活を支える「健康コミュニティ」を推進します。

## 基本目標 3 (産業経済・交流)

### 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

- 1 農林業の振興
- 2 商工業の振興と中心市街地の活性化
- 3 新産業の創出と企業立地の推進
- 4 雇用の拡大と就業環境の充実
- 5 地域資源を活かした観光の振興
- 6 移住・定住の促進
- 7 国際・地域間交流の推進

人口減少社会の克服には、経済の活性化や定住・交流人口の増加による地域の活力の創出が不可欠です。

関係団体や事業者とも連携し、農業・商工業の振興を図るとともに、新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。また、観光の振興や中心市街地の活性化を通じた賑わいの創出を図るとともに、移住・定住の促進に向けた多様な施策を展開します。

将来の都市像である「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」を実現するため、まちづくりの基本目標と施策の大綱を次のとおり定めます。

#### 基本目標 4 (子ども・子育て・教育・文化)

### 豊かな心と生きる力を はぐくむまち

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の振興と社会教育の充実
- 4 芸術文化・スポーツの振興

安心して子どもを産み育てることができる環境のもと、地域全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、未来を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育む社会を創ります。

市民一人ひとりが健康で心豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習の充実や、芸術文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

#### 基本目標 5 (都市基盤・環境)

### 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

- 1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成
- 2 快適な道路環境の確保
- 3 公共交通の利便性の向上
- 4 上下水道の適正な運営
- 5 緑豊かなまちづくりの推進
- 6 環境の保全と循環型社会の形成
- 7 地域情報化の推進

快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤の構築に向け、利便性の高い市街地や快適な居住環境の形成、道路・橋梁の適正な整備と維持管理、公共交通の利便性の向上及び上下水道の適正運営に努めます。

また、緑豊かな自然環境の維持・保全に努めるとともに、循環型社会の形成を推進します。

さらに、本市の強みである高度 ICT 基盤を活用し、様々な地域課題の解決に取り組めます。

#### 基本目標 6 (市民参画・行財政運営)

### 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

- 1 開かれた市政の推進
- 2 持続可能な行財政基盤の確立

市民と行政との協働によるまちづくりの推進に向け、積極的な情報発信の充実と市民が市政に参画する機会の拡充を図ります。

また、行財政改革の取り組みを進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

## 基本目標 1 (防災・防犯・地域コミュニティ)

# 地域で支え合う 安全・安心なまち

### 基本施策 1-1 地域防災力の向上

災害に強いまちづくりを推進するため、避難行動要支援者\*等に対する避難支援体制の構築や災害応急体制を強化するとともに、防災意識の高揚や地域内での体制づくりを通じて自助・共助・公助の精神を高め、地域防災力の向上を図ります。

### 基本施策 1-2 総合的な雪対策の推進

冬期間の安全・安心な暮らしを確保するため、地域や事業者との協働により、効率的な除排雪体制の構築や地域自主排雪に対する支援を行うとともに、高齢者世帯等の除雪弱者への支援など、地域のニーズに即した「総合的な雪対策」を推進します。

### 基本施策 1-3 消防・救急体制の充実

市民の尊い生命や財産を守るため、関係機関・団体等とも連携し、火災予防対策を推進するとともに、消防力の強化と救急・救助体制の充実に努めます。

### 基本施策 1-4 安全・安心な生活環境の確保

市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域が一体となって、防犯や交通安全に対する意識醸成を図るとともに、防犯活動や交通安全対策を推進します。

また、消費者被害やトラブルを未然に防ぐとともに、消費生活の安定と向上を図るため、相談体制の強化や情報提供・啓発活動の充実に努めます。

### 基本施策 1-5 地域コミュニティの活性化

市民の参画と協働のもと、市民が主体となって地域課題を解決していくための取組みを支援することにより、地域コミュニティ機能の維持・向上と活性化を図ります。

### 基本施策 1-6 男女共同参画社会の実現

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力が十分発揮できる男女参画社会の実現に向け、普及・啓発や環境づくりを推進します。

## 基本目標 2 (健康・福祉・医療)

# みんなが健康で元気に暮らせるまち

### 基本施策 2-1 健康づくりの推進

いつまでも健康で生きがいをもった生活を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援するとともに、産学官金\*が一体となって市民の健康を支える地域社会「健康コミュニティ」を推進します。

### 基本施策 2-2 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、健康を維持し、自立した生活を送ることのできる環境づくりを進めるとともに、就労や地域活動、趣味などを通じた積極的な社会参加の機会の拡充を図ります。

### 基本施策 2-3 障がい者福祉の充実

ノーマライゼーション\*の理念のもと、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深める中で、多様なニーズに対応した相談支援やサービス提供体制の充実を図るとともに、就労支援や芸術文化・スポーツなどの社会参加の支援に取り組みます。

### 基本施策 2-4 地域福祉の推進

支え合いの精神に基づく地域福祉への意識醸成を図るとともに、担い手の育成や、福祉・保健・医療・介護・教育等の分野間の協働による地域福祉を推進します。

### 基本施策 2-5 社会保障制度の適正な運営

誰もが健康で安心して生活することができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金の健全かつ持続可能な運営と適正なサービスの提供に努めます。また、生活困窮者に対しては、生活保護制度の適正な運用を行うとともに、就労支援など自立に向けた相談・指導体制の充実を図ります。

### 基本施策 2-6 地域医療体制の充実

南空知圏域全体において専門性の高い良質な医療を確保できるよう、病床機能の分化\*を図り、医療機関相互の役割分担と連携を促進することにより、医療ニーズに即し、地域で完結する医療提供体制の構築を目指すとともに、市立総合病院は、その中核的な役割を担う基幹病院として、高度医療等を提供する体制の充実に向けた取組みを推進します。

また、夜間や休日における急病患者に対する適切な医療の確保に努めます。

**基本目標 3** (産業経済・交流)**活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち****基本施策3-1 農林業の振興**

本市農業の持続的発展を目指し、農業経営の安定と農業所得の向上への取組みや、担い手の育成・確保を進めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮等を通じた農村地域の振興を推進します。

林業の振興にあっては、森林の有する多面的機能を維持・発揮させるよう、計画的な整備と保全に努めます。

**基本施策3-2 商工業の振興と中心市街地の活性化**

中小企業者における経営基盤の強化、人材育成、創業や新事業展開等に向けた取組みを関係機関とも連携して支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、商業者や関係団体が行う集客・販売促進事業を支援するとともに、中心市街地の活性化に向けた賑わいの創出や都市機能の集積、居住者の誘導等を推進します。

**基本施策3-3 新産業の創出と企業立地の推進**

地域経済の活性化と魅力ある雇用の拡大を図るため、高度 ICT\*基盤をはじめとする地域資源を最大限活用し、成長分野における新産業の創出や新分野進出に取り組むとともに、企業立地の推進と集積を図ります。

**基本施策3-4 雇用の拡大と就業環境の充実**

関係機関や事業者との連携により安定した雇用を確保するとともに、高度 ICT 基盤も活用した企業誘致や新分野進出、創業支援等による新しい雇用の創出を図ります。また、若者や女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての市民が安心して働くことができる就業環境の充実を目指します。

**基本施策3-5 地域資源を活かした観光の振興**

観光誘客の拡大による交流人口\*の増加や地域の活性化を図るため、関係団体や事業者、市民と行政が一体となって、本市の持つ豊富な地域資源を発掘・活用するとともに、その魅力を広く国内外に情報発信することにより、何度でも訪れたいまちづくりを推進します。

**基本施策3-6 移住・定住の促進**

将来にわたって地域の活力を維持・発展させるため、市内在住者の定着と市外からの移住の促進に向けた住宅、就業、結婚、子育て等の多様な施策を展開するとともに、本市の魅力や優位性を効果的に発信するため、シティプロモーション\*の取組みを推進します。

## 基本施策3-7 国際・地域間交流の推進

海外の姉妹都市との交流活動の推進を通じた国際感覚の醸成や多文化への理解の促進を図るとともに、市内在住の外国人や観光客が快適に過ごすことができるような共生のまちづくりを推進します。

また、国内の都市間交流を深め、地域間連携の強化や交流人口の増加を図ります。

### 基本目標4 (子ども・子育て・教育・文化)

## 豊かな心と生きる力をはぐくむまち

### 基本施策4-1 子ども・子育て支援の充実

結婚から妊娠・出産・子育てにいたる切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域全体で子どもの健やかな成長や子育てを支えていくための総合的な環境整備を推進します。

### 基本施策4-2 学校教育の充実

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りと愛着をもった子どもを育てるため、一人ひとりの個性を活かし、能力を伸ばす学校教育を推進するとともに、安心して学ぶことのできる指導体制や教育環境の充実に努めます。

### 基本施策4-3 生涯学習の振興と社会教育の充実

市民の誰もがそれぞれの関心に応じて自由に学ぶことができるよう、多様なニーズに対応した学習機会や情報の提供を行うとともに、生涯学習センターや図書館等の施設について、適切な維持管理と利便性の向上に努めます。

### 基本施策4-4 芸術文化・スポーツの振興

市民の芸術文化活動への支援や芸術文化に親しむ環境づくりに努めるとともに、文化財\*や郷土芸能\*の保存・継承と活用を通じ、郷土への理解と関心の醸成を図ります。

また、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるよう、競技スポーツと生涯スポーツの推進を図ります。

さらに、北海道教育大学岩見沢校とも連携し、市民が「芸術文化・スポーツのまち」を実感することのできる取組みを推進します。

## 基本目標 5 (都市基盤・環境)

# 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

### 基本施策5-1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成

市民一人ひとりが安全で快適な生活を実感できるよう、利便性の高い市街地を形成することにより、まちの魅力や住みよさの向上を図ります。

また、市営住宅の維持管理や更新・長寿命化\*を計画的に進めるとともに、既存の住宅の耐震化や空家等対策に取り組むことにより、快適な居住環境の形成を推進します。

### 基本施策5-2 快適な道路環境の確保

快適かつ安全に利用できる道路環境を確保するため、国・道とも連携し、都市の骨格となる幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路の整備を計画的に進めるとともに、老朽化した道路・橋梁の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。

### 基本施策5-3 公共交通の利便性の向上

市民生活や交流の基盤となる公共交通の確保と利便性の向上を図るため、地域住民や交通事業者、関係自治体と協力しながら、利用者のニーズに即した路線バスの運行や新たな公共交通の導入などの取組みを進めることにより、総合的な公共交通体系を確立するとともに、住民意識の醸成と利用の促進に努めます。

### 基本施策5-4 上下水道の適正な運営

上水道においては安全で良質な水の安定供給、下水道においては居住環境の向上と公共用水域\*の水質保全の確保を基本とし、施設の更新・長寿命化を計画的に進めるとともに、効率的な維持管理を通じた健全経営の維持に努めます。

### 基本施策5-5 緑豊かなまちづくりの推進

地域の特性や市民のニーズに対応した公園・緑地の計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに、市民や民間事業者との協働による緑の街並みづくりや保全活動を推進することにより、本市の特性を活かした緑あふれる都市空間の形成を図ります。

### 基本施策5-6 環境の保全と循環型社会の形成

環境保全に対する意識啓発や自然エネルギーの推進、ごみの発生の抑制と再使用の推進等の総合的な環境施策を推進することにより、市民と事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

## 基本施策5-7 地域情報化の推進

本市の特性である高度 ICT 基盤のもと、市民や企業のニーズを把握し、産業、教育・子育て、健康・医療・福祉、防災・安全・安心等の様々な分野における地域課題の解決に向けた施策を展開することにより、市民生活の質の向上と地域経済の活性化を目指します。

### 基本目標 6 (市民参画・行財政運営)

## 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

### 基本施策6-1 開かれた市政の推進

市民主体による自主自立のまちづくりに向け、様々な媒体やメディアを活用した積極的な行政情報の発信に努めるとともに、市民が市政に対して意見・提言することのできる機会の充実を図ることにより、誰もが市政に参画できる環境づくりを推進します。

### 基本施策6-2 持続可能な行財政基盤の確立

施策・事務事業の不断の見直しを通じた経営資源の最適配分や財政の健全化、公共施設の適正配置、行政組織の再構築といった行財政改革の取組みをさらに進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。



#### 用語解説

- \* **避難行動要支援者**: 災害などの際に自力で避難することが困難であって、円滑で迅速な避難のため、特に支援を要する人のこと。
- \* **産学官**: 産業界(産)、大学・研究機関(学)、行政機関(官)の三者を略したもので、これらが連携して一つの事業に取り組むときに使われる。金融(金)、労働界(労)、住民(民)等を加えることもある。
- \* **ノーマライゼーション**: 障がい者などの社会的なハンディキャップのある人もそうでない人も、誰もが同じように普通に暮らすことのできる社会が当たり前の社会であるとする考え方のこと。
- \* **病床機能の分化**: 患者の疾患の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供するため、地域の各医療機関の病床機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)を明確化し、役割分担を図ること。
- \* **ICT**: 10 ページ(情報通信技術(ICT))参照
- \* **交流人口**: 12 ページ参照
- \* **シティプロモーション**: 72 ページ(基本施策3-6「移住定住の促進」)の「施策を取り巻く状況」参照
- \* **文化財**: 文化的活動により生み出されたものをさし、文化財保護法では、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種が定義されている。
- \* **郷土芸能**: 住民自らが演者となり、地域の生活や風土と結びついて伝承されてきた地域性の強い演劇や音楽等のこと。民俗芸能、伝統芸能。
- \* **長寿命化**: 12 ページ参照
- \* **公共用水域**: 河川・湖沼やこれに接続するかんがい用水路など、公共の目的で使用される水域及び水路(下水道は含まない)のこと。

